

インベナジー・ジャパン合同会社「(仮称) 茨城風力発電事業
環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成31年4月11日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称) 茨城風力発電事業環境影響評価準備書」について、インベナジー・ジャパン合同会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、茨城県知事及び福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場所 : 茨城県北茨城市、高萩市、常陸太田市及び福島県東白川郡塙町、矢祭町
- ・原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・出力 : 60,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年9月14日
環境大臣意見受理	平成27年11月20日
経済産業大臣意見発出	平成27年12月7日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年6月15日
意見の概要等受理	平成28年8月17日
茨城県知事意見受理	平成28年11月11日
福島県知事意見受理	平成28年11月11日
経済産業大臣勧告発出	平成28年12月9日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成30年7月17日
意見の概要等受理	平成30年10月12日
茨城県知事意見受理	平成31年1月29日
福島県知事意見受理	平成31年1月24日
環境大臣意見受理	平成31年2月22日
経済産業大臣勧告発出	平成31年4月11日

問合せ先:電力安全課 高須賀、須之内
電話:03-3501-1742(直通)

(別紙)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

ア. 事後調査等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ. 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程及び対応方針等を公開し、透明性を確保すること。

ウ. 事後調査等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 騒音等による影響

対象事業実施区域の周辺は複数の住居が存在しており、静穏な環境を有している地域である。一方で、風力発電設備の稼働に伴う騒音については、参考として用いた環境基準値(A類型)を満たしているものの、現況値から大きく増加すると予測されている地点があることから、地域の生活環境への影響が懸念される。

このため、低騒音型の風力発電設備の採用等及び稼働調整又は稼働停止等の更なる環境保全措置を検討し、必要に応じて実施すること。

また、適切に事後調査を実施し、その結果、生活環境への影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 風車の影による影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、以下の措置を講ずること。

ア. 評価書の作成までに、風力発電設備の配置・基数及び機種について、更なる検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討・実施すること。また、評価書段階での予測及び評価結果を踏まえ、参考指針値を超過する住居への説明を実施すること。

イ. 適切に環境監視を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断さ

れた場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 土地の改変に対する環境影響

対象事業実施区域の大部分は、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく水源かん養保安林に指定されており、現段階の計画では、風力発電設備を設置するためには、同法第26条の規定に基づく保安林の指定の解除が必要である。加えて、対象事業実施区域の改変区域に隣接して河川が存在しており、土地の改変に慎重を要する地域であるが、同計画では、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設・拡幅等により、大規模な土地の改変が行われ、土工量が多いものとなっていることから、これらに伴う森林の伐採、土砂の崩落及び流出による水環境及び生態系等への影響が懸念される。

このため、専門家等の助言を踏まえ、風力発電設備の配置並びに輸送経路及び工事用・管理用道路の線形を適切に見直し、擁壁等の構造物の活用等を図ることで、切土量及び盛土量を可能な限り少量化し、これら区域の土地の改変を回避又は極力低減するよう努めること。特に、保安林については、改変面積を可能な限り最小化した上で、関係機関と適切に協議・調整を行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。